

環境情報戦略工程表（リバイス用）

参考資料1

	戦略	具体的な施策の内容	担当府省	環境省担当課室	実施時期	実施を予定している具体的な業務の内容			
						平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
5(1)① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化	・公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）に示された環境統計の整備に関する事項を着実かつ計画的に実施する。	○「公的統計の整備に関する基本的な計画」において定められた環境に関する統計の段階的な整備のための具体的な措置、方策等（別表「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分の3（5））を着実に実施する。		<企画調査室>	事項毎に「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分の3（5）に定める実施時期	（別表2に記載）	○環境分野分析用の産業連関表作成要領を決定する。 ○気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。 ○関係府省と協力して、気候変動による影響（人間、農作物、建築物等）に関する統計を整備するとともに引き続き収集、整理を行う。	○23年度に作成した要領に従って、環境分野分析用の産業連関表を作成する。 ○気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。 ○関係府省と協力して、気候変動による影響（人間、農作物、建築物等）に関する統計の収集、整理を行う	○気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。 ○関係府省と協力して、気候変動による影響（人間、農作物、建築物等）に関する統計の収集、整理を行う
	・環境と経済に関する政策研究を実施する体制を整備する。同体制の下、環境と経済社会活動に関する情報の充実を図る。	○環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会の将来像の提示や環境政策を戦略的に進めるための研究を進める。	環境省	<環境経済政策調査室>	21年度から実施	○新規研究課題2～3課題を公募する（研究期間：2ヶ年）。平成21年度に採択した13課題の研究を実施する。	○平成21～23年度の研究成果を各種政策分野で実際に活用するための、具体的政策スキームを念頭に置いた詳細なモデル計算等の実施及び統合報告書の作成	○第2期3ヶ年計画として、平成24～26年度の研究課題を公募	○平成24年度に採択した研究課題の研究を実施
	・効果的な施策の企画、実施に資するよう、国全体から個別の経済主体まで、各レベルでの環境負荷の実態等、現在十分把握されていない必要な環境情報の収集の強化を図る。	○家庭における生活行動毎の環境負荷等、特に情報の収集の強化を図るべき分野について検討し、その結果に基づき、必要な取組を進める。	環境省	<企画調査室> <地球局温対課>	21年度から実施	○家庭部門の二酸化炭素排出実態を把握するための実測調査を開始する。調査結果を踏まえ、実態把握調査手法の検証等を実施する。	○平成23年度の実態把握調査手法の検証結果等を踏まえ、調査手法を改善しつつ、引き続き実測調査を実施する。調査結果を踏まえ、統計調査手法の検討等を実施する。	○平成23年度までの調査・検討結果を踏まえ、統計調査を試行する。調査結果をもとに統計調査手法を確立する。	○家庭部門の二酸化炭素排出量の統計調査を実施する。調査結果をもとに、必要な対策を講じる。
5(1)② 国土の自然環境に関する情報収集の強化	・第3生物多様性国家戦略（平成19年11月27日閣議決定）に基づき、自然環境保全基礎調査及び重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）を一併推進する。	○昭和48年から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、信頼性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進める。 ○「生態系総合監視システム」の一環としてモニタリングサイト1000事業を拡充する。	環境省	<自然局>	「第3次生物多様性国家戦略」第2部第2章第5節2.1及び2.2に定めるところにより、実施。	○自然環境保全基礎調査については、植生図の作成等を実施する。 ○モニタリングサイト1000については、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜・磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼の各調査サイトにおいて継続的に調査を実施する。	○自然環境保全基礎調査については、植生図の作成等を実施する。 ○モニタリングサイト1000については、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜・磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼の各調査サイトにおいて継続的に調査を実施する。	○自然環境保全基礎調査については、植生図の作成等を実施する。 ○モニタリングサイト1000については、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜・磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼の各調査サイトにおいて継続的に調査を実施する。	○自然環境保全基礎調査については、植生図の作成等を実施する。 ○モニタリングサイト1000については、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜・磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼の各調査サイトにおいて継続的に調査を実施する。
	・生物多様性・生態系に係るデータを始め、各地域の自然環境の状況や経済社会活動がこれらの環境に与える影響について継続的な状況把握を行い、データの充実を図る。	○生物多様性の総合評価を通じて、関係府省との連携のもと、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果等を的確に把握するための手法の検討を進める。 ○我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的な情報収集等を関係府省と連携して実施する。	環境省	<自然局>	同上	○平成20年度に環境省により設置された有識者からなる検討委員会である「生物多様性総合評価検討委員会」による「生物多様性総合評価報告書」をとりまとめ、公表する。 ○自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000等の調査を実施することにより、我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する情報を収集する。	○生物多様性条約第10回締約国会議での成果を踏まえた手法の検討等を進める。 ○自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000等の調査を実施することにより、我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する情報を収集する。	○生物多様性条約第10回締約国会議での成果を踏まえた手法の検討等を進める。 ○自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000等の調査を実施することにより、我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する情報を収集する。	○生物多様性条約第10回締約国会議での成果を踏まえた手法の検討等を進める。 ○自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000等の調査を実施することにより、我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する情報を収集する。
	・環境省始め関係府省間の情報交換により、沿岸域を含む海洋における生物多様性に関する総合的なデータを整備する。	○藻場、干潟、サンゴ礁など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し自然環境データの充実を図るとともに、主にわが国の200海里域内における海洋生物の生息状況等海洋生物多様性に関するさまざまな情報の収集整備を図る。 ○海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに進める。	環境省 環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省	<自然局>	同上	○引き続き農林水産省において、「我が国周辺水域資源調査推進事業」を実施し、主要水産生物について資源調査を行い、その結果を資源回復・資源管理施策等の基礎データとして活用する。 ○藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系のモニタリング調査を実施する。また、藻場、干潟等に生息する生物等のモニタリング調査等のデータを速やかに更新する。 ○日本海洋データセンター（JODC）では、海洋生物データを分類学上の体系に基づきコード化した「海洋生物分類データ」と、海洋調査機関等から提供された観測データを収録した「海洋生物観測データ」の各々のデータベースにより管理している。引き続きデータベースの充実を進める。 ○藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系のモニタリング調査を実施する。 ○海洋における海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに推進する。	○藻場、干潟等に生息する生物等のモニタリング調査等のデータを速やかに更新する。 ○日本海洋データセンター（JODC）では、海洋生物データを分類学上の体系に基づきコード化した「海洋生物分類データ」と、海洋調査機関等から提供された観測データを収録した「海洋生物観測データ」の各々のデータベースにより管理している。引き続きデータベースの充実を進める。 ○藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系のモニタリング調査を実施する。 ○海洋における海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに推進する。	○藻場、干潟等に生息する生物等のモニタリング調査等のデータを速やかに更新する。 ○日本海洋データセンター（JODC）では、海洋生物データを分類学上の体系に基づきコード化した「海洋生物分類データ」と、海洋調査機関等から提供された観測データを収録した「海洋生物観測データ」の各々のデータベースにより管理している。引き続きデータベースの充実を進める。 ○藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系のモニタリング調査を実施する。 ○海洋における海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに推進する。	○藻場、干潟等に生息する生物等のモニタリング調査等のデータを速やかに更新する。 ○日本海洋データセンター（JODC）では、海洋生物データを分類学上の体系に基づきコード化した「海洋生物分類データ」と、海洋調査機関等から提供された観測データを収録した「海洋生物観測データ」の各々のデータベースにより管理している。引き続きデータベースの充実を進める。 ○藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系のモニタリング調査を実施する。 ○海洋における海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに推進する。
	・生物多様性・生態系の状況を経年的に把握するため、環境省始め関係府省が連携し、衛星データ等も活用しながら、生物多様性の総合監視システムの構築を進める。	○陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）等人工衛星の開発・運用や画像解析をはじめリモートセンシング技術の活用等による広域的生態系モニタリングを実施し、各府等のデータの共有、相互利用の促進等の連携強化や信頼性の向上を図り、我が国の自然環境の総合的な監視態勢の構築を進める。	環境省 文部科学省	<自然局>	同上	○衛星データによる、植生図作成手法の効率化等について、引き続き検討する。	（未定）	（未定）	（未定）
	・地方公共団体においても、政府機関に準じ、地域の実情に応じた自然環境の状況データの計画的な把握を行っていくことが期待される。	○環境省が毎年開催する全国都道府県及び政令指定都市等環境担当局長会議、自然系調査研究機関連絡会議（NORSAC）等において、必要な指導や要請、研修等を実施していく。	環境省	<自然局>	同上	自然環境に関する調査研究を行っている国及び都道府県等の機関相互の情報交換を促進するため、昨年度に引き続き、自然系調査研究機関連絡会議（NORSAC）を開催する。	○自然環境に関する調査研究を行っている国及び都道府県等の機関相互の情報交換を促進するため、自然系調査研究機関連絡会議（NORSAC）を開催する。	○自然環境に関する調査研究を行っている国及び都道府県等の機関相互の情報交換を促進するため、自然系調査研究機関連絡会議（NORSAC）を開催する。	○自然環境に関する調査研究を行っている国及び都道府県等の機関相互の情報交換を促進するため、自然系調査研究機関連絡会議（NORSAC）を開催する。
	5(1)⑤ 情報アーカイブの構築	・我が国の政策作りや過去の公告克服経験を外の政策立案者へ発信すること等に資するよう情報アーカイブの構築に努める。このため、国立国会図書館支部環境省図書館の電子化等を進める。 ○国立水保病総合研究センター水保病情報センターの公文書館的位置づけを明確にし、適切な情報収集と公開を推進する。		<企画調査室> <環境情報室>	21年度から検討開始	○所蔵書誌情報のデジタル化、媒体変換等、図書館の電子化の実施方針の検討を行っていく。 ○平成22年4月に歴史的資料等保存機関指定を受けたことを踏まえ、水保病に関する資料の公開を行うとともに、適切な運営と一般に向けた広報活動を行う。	○デジタル化実施のため、要件定義等の検討を行っていく。 ○歴史的資料等保存機関として適切な運営を行うとともに、水保病に係る資料を収集・整備し公開する。	○平成23年度の検討を踏まえ、環境省図書館のデジタル化を進める。 ○歴史的資料等保存機関として適切な運営を行うとともに、水保病に係る資料を収集・整備し公開する。	○平成23年度の検討を踏まえ、環境省図書館のデジタル化を進める。 ○歴史的資料等保存機関として適切な運営を行うとともに、水保病に係る資料を収集・整備し公開する。
	・情報アーカイブを構築するための検討を実施する。	○国立国会図書館支部環境省図書館中期計画（平成20年3月1日国立国会図書館支部環境省図書館長決定）等を踏まえ、情報アーカイブを構築するための検討を開始する。	環境省	<保健部（国立水保病研究センター（水保病情報センターに係る事項を担当））>	23年度までに実施	○国立国会図書館並びに先行する他図書館との情報交換を行い、情報の公開方式、適用範囲等、情報アーカイブ構築に係る検討を行っていく。	○情報アーカイブ構築のため、要件定義等の検討を行っていく。	○平成23年度の検討を踏まえ、システムの整備等を進める。	○平成25年度頃を目処に、保存情報の検索等の利用サービスを開始。
	・保存情報の検索等、利用サービスの開始を目指す。また、内外の環境情報に係るサイトとのリンク等、情報アーカイブについてのポータルサイトの構築等を進める。 その際、インターネット普及以前の環境情報の電子化、蓄積も推進する。	○国立国会図書館支部環境省図書館中期計画（平成20年3月1日国立国会図書館支部環境省図書館長決定）等に基づく検討結果等を踏まえ、左記のサービスやポータルサイトの構築等を開始する。			25年度を目処に開始	○環境省図書館の電子化及び情報アーカイブの検討を踏まえ、ポータルサイトのあり方等の検討を行っていく。	○平成22年度の検討を踏まえ、ポータルサイトの構築のため保存情報の検索等の方式、要件定義等の検討を行っていく。	○平成23年度の検討を踏まえ、システムの整備等を進める。	○平成25年度頃を目処に、保存情報の検索等の利用サービスを開始。

戦略	具体的な施策の内容	担当府省	環境省担当課室	実施時期	実施を予定している具体的な業務の内容			
					平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
5(1)④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保	・一次情報の利用を内潜するため、その収集の際に標準的フォーマットによるメタデータ(作成者のほか、データ収集方法、更新頻度、最終更新日等を含む)を整備して提供、保存することにより、データ相互間における信頼性等の比較検討を可能とする。このため、関連する専門家の意見を聴きつつ、メタデータの標準的フォーマットを作成し、関係府省等における普及を図ること等を検討する。	環境省	<企画調査室> <環境情報室>	21年度からメタデータのフォーマットに関する検討開始	○国立環境研究所で行われている取組を参考に、引き続きメタデータのフォーマットに関する整備の可能性について、各府省庁と協議を行う。	○平成22年度に行われた各府省庁との協議の結果を踏まえ、引き続きメタデータのフォーマットの検討及びメタデータの整備を行う。	○平成23年度において整備されたメタデータを公表し、試行的な運用を行う。	○ポータルサイトの利用に関するアンケート調査等において、メタデータについての意見を収集し、必要に応じて改善を行う。
5(1)⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力	・本戦略を推進するため、環境基本計画の点検プロセスの利用を含め、関係府省及び地方公共団体との会議の設置等を検討する。役割分担を明らかにしつつ、PDCAサイクルに基づき情報整備に関する施策を連携協力して推進する。	環境省	<企画調査室> <環境情報室>	21年度から会議の設置・開催検討	○環境省と関係府省との連携協力については、環境情報戦略関係府省連絡会の開催を通じて、情報の共有を含め、適切に行っていく。 ○地方公共団体との会議の設置の必要性を含め、国と地方との連携協力のあり方について検討を深める。	○環境省と関係府省との連携協力については、環境情報戦略関係府省連絡会の開催を通じて、情報の共有を含め、適切に行っていく。	○環境省と関係府省との連携協力については、環境情報戦略関係府省連絡会の開催を通じて、情報の共有を含め、適切に行っていく。	○環境省と関係府省との連携協力については、環境情報戦略関係府省連絡会の開催を通じて、情報の共有を含め、適切に行っていく。
5(1)⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組	・OECD環境政策委員会環境情報・アウトLOOKワーキンググループ等における国際的な議論の動向を踏まえ、⑤に基づく環境省と関係府省及び地方公共団体との会議等の場を通じ連携協力を確保しつつ、環境情報の収集プロセスや頻度の適正化等によって情報の質の向上が図られるよう検討する。	環境省	<企画調査室>	21年度から検討	○引き続き、OECD環境政策委員会環境情報・アウトLOOKワーキンググループへの参加を行い、積極的な情報収集を行うと共に、環境情報戦略の遂行に必要な情報については、関係府省との情報共有を図っていく。	○引き続き、OECD環境政策委員会環境情報・アウトLOOKワーキンググループへの参加を行い、積極的な情報収集を行うと共に、環境情報戦略の遂行に必要な情報については、関係府省との情報共有を図っていく。	○引き続き、OECD環境政策委員会環境情報・アウトLOOKワーキンググループへの参加を行い、積極的な情報収集を行うと共に、環境情報戦略の遂行に必要な情報については、関係府省との情報共有を図っていく。	○引き続き、OECD環境政策委員会環境情報・アウトLOOKワーキンググループへの参加を行い、積極的な情報収集を行うと共に、環境情報戦略の遂行に必要な情報については、関係府省との情報共有を図っていく。
5(1)⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築	・海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図る。そのため、海外で公開されている情報に加え、国際機関、外国の環境行政機関、環境関係の団体等との人的つながりにより入手するオリジナルの情報を含め、海外の環境に関する情報の整備、蓄積及びその活用を図っていく。	環境省 外務省	<地球局総務課国際課>	21年度から実施	○引き続き、国際会議への参加、要人来訪の受け入れ、在京各国環境アタッシェ等との交流を進めていく。 ○平成21年度に引き続き、海外における環境情報の収集強化のため、在外公館との間での積極的な情報交換及び国連環境計画(UNEP)や各条約事務局を始めとする関係国際機関との連携強化に努める。また、収集した情報は適宜、関係府省との共有に努める。	○引き続き、国際会議への参加、要人来訪の受け入れ、在京各国環境アタッシェ等との交流を進めていく。 ○前年度に引き続き、海外における環境情報の収集強化のため、在外公館との間での積極的な情報交換及び国連環境計画(UNEP)や各条約事務局を始めとする関係国際機関との連携強化に努める。また、収集した情報は適宜、関係府省との共有に努める。	○引き続き、国際会議への参加、要人来訪の受け入れ、在京各国環境アタッシェ等との交流を進めていく。 ○平成21年度からの施策の実施により強化してきた海外における環境情報の収集を引き続き行うとともに、その活用にも努力する。具体的には、収集した情報を各府省と共有するよう引き続き努力し、関連する国際会議等への対応にそうした情報を積極的に活用していく。	○引き続き、国際会議への参加、要人来訪の受け入れ、在京各国環境アタッシェ等との交流を進めていく。 ○平成21年度からの施策の実施により強化してきた海外における環境情報の収集を引き続き行うとともに、その活用にも努力する。具体的には、収集した情報を各府省と共有するよう引き続き努力し、関連する国際会議等への対応にそうした情報を積極的に活用していく。
	・第3回地球観測サミット(平成17年2月16日)において採択された全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画に基づき、地球観測情報の国際的な共有に向けた情報の収集、整理、提供を引き続き推進する。	全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画において定める担当府省	<地球局研習室(進行管理に当たり、6④にあるように文部科学省の調査結果を活用するが、その活用等については、同室が同省に協議する。)>	21年度以降も引き続き情報収集、整理、提供を実施	○地球地図の整備を進めるとともに途上国への技術支援等を行う。 ○気象庁においては、アジアにおける中核的な気象機関として、全世界的に標準化された気象観測、データ処理・データ交換のネットワークを通じ、引き続き気象、気候分野における情報の収集、整理、提供を実施する。 ○文部科学省が取りまとめる調査結果をもとに、情報収集、整理、提供を実施する。	○地球地図の整備を進めるとともに途上国への技術支援等を行う。 ○気象庁においては、アジアにおける中核的な気象機関として、全世界的に標準化された気象観測、データ処理・データ交換のネットワークを通じ、引き続き気象、気候分野における情報の収集、整理、提供を実施。 ○文部科学省が取りまとめる調査結果をもとに、情報収集、整理、提供を実施する。	○地球地図データの整備を進め、地球地図第2版の整備を完了する。 ○気象庁においては、アジアにおける中核的な気象機関として、全世界的に標準化された気象観測、データ処理・データ交換のネットワークを通じ、引き続き気象、気候分野における情報の収集、整理、提供を実施。 ○文部科学省が取りまとめる調査結果をもとに、情報収集、整理、提供を実施する。	○地球地図第2版の公開を行うとともに、引き続き整備を進める。 ○気象庁においては、アジアにおける中核的な気象機関として、全世界的に標準化された気象観測、データ処理・データ交換のネットワークを通じ、引き続き気象、気候分野における情報の収集、整理、提供を実施。 ○文部科学省が取りまとめる調査結果をもとに、情報収集、整理、提供を実施する。
	・国境を越える環境汚染等の問題について、クリーンアジア・イニシアティブ等の情報収集及び利用のための国際協力ネットワークの構築を目指す。これに向け、環境省においては、アジアを中心とする国際協力の枠組みの全体像を把握し、その結果について情報の共有を図ること等を関係府省と連携して検討する。	環境分野の国際協力担当府省	<地球局環境協力室(クリーンアジア・イニシアティブ、日中韓、日アセアンの国際協力関係に関するポータルサイト構築を検討実施)> <その他国際協力担当課については、同様の取組があれば記入してください。>	21年度から協力の枠組みの全体像把握、結果の共有化について検討、実施	○日中韓三方国環境大臣会合(TEN)及びクリーンアジア・イニシアティブ(CAI)のホームページを、それぞれ、平成22年5月1日、平成22年7月1日に公開した。引き続き、関係府省と連携しつつ、今後の情報収集のあり方や公開方法について検討を行うと共に、情報収集等のための各種調査を行う。また、21年度で調査した報告書等については、これを関係部署及び関係府省と共有を図るとともにホームページに公開する。	22年度で調査した報告書等については、これを関係部署及び関係府省と共有を図るとともにホームページに公開する。	23年度で調査した報告書等については、これを関係部署及び関係府省と共有を図るとともにホームページに公開する。	24年度で調査した報告書等については、これを関係部署及び関係府省と共有を図るとともにホームページに公開する。
5(1)⑧ ITの活用	・ITや各種センサーの開発普及状況等を踏まえ、環境分野の政策立案及び実施の参考となる情報基盤の構築に有用なITの活用強化について検討する。その検討結果を踏まえ、環境省始め関係府省等における情報システムの更新等の機会に、これら技術の汎用性等に配慮しつつ、導入の可否、適否について検討した上で、導入可能なものについて、実施を促進する。	環境省	<企画調査室> <環境情報室>	21年度から検討開始	○昨年度に引き続き、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトに関して、利用者のニーズ等の調査を行い、幅広く同ポータルサイトの改善に資する情報の収集を図る。 ○ITの活用強化に当たっては、以下の国立環境研究所の取組を参考にしつつ、進めていく。 ・環境情報メディア「環境展望台」では、情報源情報の登録から検索までの一連のプロセスをシステムとして持っている。 ・WebAPIが公開されているので、「環境展望台」の検索機能を他のサイトでも利用することができ、環境展望台で収集した情報は、同サイトだけでなく、様々な流通経路を通して配信可能となっている。	○昨年度に引き続き、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトに関して、利用者のニーズ等の調査を行い、幅広く同ポータルサイトの改善に資する情報の収集を図る。	○昨年度に引き続き、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトに関して、利用者のニーズ等の調査を行い、幅広く同ポータルサイトの改善に資する情報の収集を図る。	○昨年度に引き続き、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトに関して、利用者のニーズ等の調査を行い、幅広く同ポータルサイトの改善に資する情報の収集を図る。
5(2)① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化	・(1)に基づく取組により収集された環境と経済社会活動等に関する情報提供を、環境情報の利用に関するアンケート調査結果等を踏まえ、強化する。その際、パンフレット等の紙媒体とインターネットウェブやメールマガジン等の電子媒体の利用とのベストミックスにも配慮する。	環境省	<環境経済政策調査室> <自然局(生物多様性センター)>	自然環境に関する情報提供については、21年度以降も引き続き実施。環境と経済社会活動に関する情報提供については、22年度から実施	○環境と経済社会活動に関する情報提供について、①環境経済情報ポータルサイトによる情報提供を開始するとともに、追加コンテンツを検討。②「環境経済観測」の本格実施。③環境産業市場・雇用規模の推定を行う。 ○自然環境保全基礎調査等で収集した自然環境に関する情報については、情報の更新を図りつつ、ウェブ等を利用した情報提供を継続する。	○環境経済観測の実施及び環境産業市場・雇用規模の推定 ○自然環境保全基礎調査等で収集した自然環境に関する情報について、情報の更新を図りつつ、ウェブ等を利用した情報提供を継続する。	○環境経済観測の実施及び環境産業市場・雇用規模の推定 ○自然環境保全基礎調査等で収集した自然環境に関する情報について、情報の更新を図りつつ、ウェブ等を利用した情報提供を継続する。	○環境経済観測の実施及び環境産業市場・雇用規模の推定 ○自然環境保全基礎調査等で収集した自然環境に関する情報について、情報の更新を図りつつ、ウェブ等を利用した情報提供を継続する。

	戦略	具体的な施策の内容	担当府省	環境省担当課室	実施時期	実施を予定している具体的な業務の内容			
						平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
5(2)② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等	・環境省のホームページ上に、政策課題別に関連情報を統一的に提供するポータルサイトの構築についての検討を開始する。	○定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、例えば低炭素社会の構築等の政策課題別に関連情報を統一的に提供するポータルサイトの構築についての検討を実施する。なお、21年度においては、「国の環境政策」（低炭）に関するポータルサイトを構築し、関係府省における環境政策全般に関するトップページと環境省ホームページのポータルサイトへのリンク等を行う予定。	環境省	<企画調査室> <環境情報室> <その他関係課室>	21年度から検討開始	○平成21年度に行なった、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成に関する検討を踏まえ、関係府省との連携をとりつつ、平成22年度内の早い時期に同ポータルサイトの運用を開始する。	-	-	-
	・同ホームページ利用者からのサイトに関する意見等を踏まえて、利用主体別のサイトの計画的な構築について検討を行う。	○定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、各政策課題等について、利用主体別のサイトを計画的に構築していくための検討を行う。	環境省	<企画調査室> <環境情報室> <その他関係課室>	21年度から検討開始	○平成22年度に運用を予定している我が国における環境政策情報に関するポータルサイトについて、利用者のニーズを把握するための調査を行い、同ポータルサイトによる情報発信の改善を図る。	○平成22年度に運用を予定している我が国における環境政策情報に関するポータルサイトについて、利用者のニーズを把握するための調査を行い、同ポータルサイトによる情報発信の改善を図る。	○平成22年度に運用を予定している我が国における環境政策情報に関するポータルサイトについて、利用者のニーズを把握するための調査を行い、同ポータルサイトによる情報発信の改善を図る。	○平成22年度に運用を予定している我が国における環境政策情報に関するポータルサイトについて、利用者のニーズを把握するための調査を行い、同ポータルサイトによる情報発信の改善を図る。
	・環境省始め関係府省、地方公共団体、公的機関（大学等を除く）のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にすることを通じ、ワンストップで情報（図）がわかるような仕組みの構築を進める。	○定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、各政策課題等について、環境省始め関係府省、地方公共団体、公的機関（大学等を除く）のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にすることを通じ、ワンストップで情報（図）がわかるような仕組みの構築を進める。	環境省	<企画調査室> <環境情報室>	21年度から検討開始	○我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの運用にあたって、地方公共団体のポータルサイトである「知恵の環 地域環境行政支援情報システム」や、国立環境研究所及び地方環境研究所といった公的研究機関のサイトとの連携・相互リンク等を検討していくとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、ワンストップで環境情報が取得できる仕組みのあり方を検討する。 ○同検討を行うに当たっては、国立環境研究所の以下の状況を踏まえて行っていく。 ・情報経路情報の検索システムとして、環境情報メディア「環境展望台」の「検索・ナビ」が公開された。 ・情報経路情報の検索を補完する目的で、「検索・ナビ」に、クローラによる横断検索機能が組み込まれている。	○環境情報の提供に当たって、利用者のニーズを踏まえつつ、ワンストップで情報がわかるような仕組みの構築を進めていく。	○環境情報の提供に当たって、利用者のニーズを踏まえつつ、ワンストップで情報がわかるような仕組みの構築を進めていく。	○環境情報の提供に当たって、利用者のニーズを踏まえつつ、ワンストップで情報がわかるような仕組みの構築を進めていく。
5(2)③ 海外に対する情報発信の強化	・環境省のホームページ等における海外向けの情報サイトを通じ、我が国の公害克服経験や環境政策の最新の動向及び企業、NPO等による環境保全活動や国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報の英語等での発信を強化していく。	○環境省のホームページ等における海外向けの情報サイトを通じ、我が国の公害克服経験や企業、NPO等による環境保全活動やOECD等国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報の英語等での発信を強化していく。	環境省	<企画調査室> <環境情報室> <その他関係課室>	21年度から検討開始	○平成21年度において行った検討結果を基に、公害関連情報の環境省HP上での発信を、平成22年度内に速やかに行う。 ○平成22年に行われたOECDによる対日環境保全成果レビューの内容を整理し、公害関連情報の環境省HP上での提供と共に、発信を行う。	○我が国の公害克服経験や環境政策の最新の動向及び企業、NPO等による環境保全活動や国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報について、情報の収集・更新を図っていく。	○我が国の公害克服経験や環境政策の最新の動向及び企業、NPO等による環境保全活動や国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報について、情報の収集・更新を図っていく。	○我が国の公害克服経験や環境政策の最新の動向及び企業、NPO等による環境保全活動や国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報について、情報の収集・更新を図っていく。
5(2)④ ITの活用による情報提供の展開	・IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）等を踏まえ、情報提供に向けた行政部内における情報の作成、編集過程の効率化、利用者による利用の向上を図るため、ITを積極的に活用する。	○ITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査結果を踏まえ、情報源の異なる情報を集めて提供する技術等のITの活用強化について検討を行う。その検討結果を、環境情報戦略連絡会において情報提供を行うこと等を通じ、環境省始め関係府省等における情報システムによる情報提供機能の強化等の機会に、導入可能なものについての導入を促進する。	環境省及び他の環境情報戦略担当府省	<企画調査室> <環境情報室>	21年度から検討開始	○環境省が行う利用者主体別の環境情報に関するアンケート調査結果等を環境情報戦略連絡会を通じて共有を図るとともに、同アンケート結果等を踏まえ、関係府省の協力の下、環境省が設置を予定している環境情報の一元的な提供を行うポータルサイトの利用性の向上を図る。	○環境省が行う利用者主体別の環境情報に関するアンケート調査結果等を環境情報戦略連絡会を通じて共有を図るとともに、同アンケート結果等を踏まえ、関係府省の協力の下、環境省が設置を予定している環境情報の一元的な提供を行うポータルサイトの利用性の向上を図る。	○環境省が行う利用者主体別の環境情報に関するアンケート調査結果等を環境情報戦略連絡会を通じて共有を図るとともに、同アンケート結果等を踏まえ、関係府省の協力の下、環境省が設置を予定している環境情報の一元的な提供を行うポータルサイトの利用性の向上を図る。	○環境省が行う利用者主体別の環境情報に関するアンケート調査結果等を環境情報戦略連絡会を通じて共有を図るとともに、同アンケート結果等を踏まえ、関係府省の協力の下、環境省が設置を予定している環境情報の一元的な提供を行うポータルサイトの利用性の向上を図る。
	・特に、GISについて、利用の向上や新たな検索技術との連携等に関し必要な調査を実施し、その成果の活用を図る。また、個々の情報が有する意味の関連性をたどって検索できる手法等について、現在開発が進められているデータの統合や解析を行うシステム等を参考としつつ検討を実施する。	○平成21年度以降に実施するITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査においては、GISの利用の向上や新たな検索技術との連携等に関し必要な調査を実施し、その成果の活用を図る。また、個々の情報が有する意味の関連性をたどって検索できる手法等については、現在、文部科学省において開発が進められているデータ統合・解析を行うシステム等を参考としつつ検討を実施する。 ○なお、これらの調査検討の成果については、環境情報戦略連絡会において、提供する等により関係府省での活用を促す。	環境省 文部科学省（データの統合や解析を行うシステムに係る事項を担当） 環境情報戦略担当府省	<企画調査室> <環境情報室> <その他関係課室>	21年度から検討開始	○GISに関する機能、データ仕様等について整理し、利用のための検討を行っていく。 ○文部科学省において、地球観測データ、気候変動予測データと社会経済情報の統合解析によって科学的・社会的有用な情報を提供する「データ統合・解析システム」の構築を進めている。	○GISに関する機能、データ仕様等について整理し、利用のための検討を行っていく。 ○データ統合・解析システムの高度化・拡張を促進する。	○GISに関する機能、データ仕様等について整理し、利用のための検討を行っていく。 ○データ統合・解析システムの高高度化・拡張を促進する。	○GISに関する機能、データ仕様等について整理し、利用のための検討を行っていく。 ○データ統合・解析システムの高高度化・拡張を促進する。

	戦略	具体的な施策の内容	担当府省	環境省担当課室	実施時期	実施を予定している具体的な業務の内容			
						平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
5(2)⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等	・環境情報の信頼性、正確性等を確保するため、当面特に取り組む施策として、グリーン購入の信頼回復と適正化に向けた対応を進める。	○偽装等の問題に見られたように、不適切な情報の表示等により環境情報の信頼性が揺らいでいることを踏まえ、環境配慮製品について一定量の抜き取り調査（製品テスト）を行い、実態把握、不正事案の公表、適確な情報提供等を進める。	環境省	<環境経済課>	21年度から実施	前年度に引き続き、再生プラスチックの科学的調査手法の検討と100機体程度の検証を実施する予定。また、前年度に実施した古紙パルプ配合率の検証結果を検討会に諮問の上、一般に情報提供するとともに、事業の成果を活用した「信頼性確保のためのガイドライン」を策定・公表予定。	科学的調査手法の検討及び検証を実施する（対象は検討会で議論）。検証結果について検討会に諮問の上、一般に情報提供することとする。また、信頼性確保のガイドラインの運用にあたり、製品ごとの特性を十分に踏まえた運用方法等を検討する。	科学的調査手法の検討及び検証を実施する（対象は検討会で議論）。検証結果について検討会に諮問の上、一般に情報提供することとする。また、信頼性確保のガイドラインの運用にあたり、製品ごとの特性を十分に踏まえた運用方法等を検討する。	科学的調査手法の検討及び検証を実施する（対象は検討会で議論）。検証結果について検討会に諮問の上、一般に情報提供することとする。また、信頼性確保のガイドラインの運用にあたり、製品ごとの特性を十分に踏まえた運用方法等を検討する。
5(2)⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討	・収集した情報を利用者にわかりやすく加工して提供するため、情報収集の計画段階から、データを収集した機関において、情報管理者、コーディネータの役割を意識した取組がなされるようにする。このため、当該情報が必要とするグループや情報の使われ方を踏まえて適切な内容と提供方法にするための検討項目のリスト化について検討し、その成果を政府全体に普及させることを検討する。	○専門家及び関係府省の意見を踏きつつ、例えば、本戦略3(2)②に掲げた環境情報の用途別に、想定される情報利用者のニーズに応じた提供情報の内容や作成方法等を類型化したリストを作成する。その成果について、環境情報戦略連絡会において情報提供する等により、政府全体への普及を図る。	環境省	<企画調査室> <環境情報室>	21年度から検討開始	○昨年度に引き続き、利用者の環境情報に対するニーズ等の調査を行っていく。	○昨年度に引き続き、利用者の環境情報に対するニーズ等の調査を行っていく。	○昨年度に引き続き、利用者の環境情報に対するニーズ等の調査を行っていく。	○昨年度に引き続き、利用者の環境情報に対するニーズ等の調査を行っていく。
5(2)⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施	・温室効果ガス排出量の「見える化」等に関する効果的な情報提供についての取組方法を検討し、実施する。	○農林水産省、経済産業省及び環境省で実施している「見える化」、エコ・アクション・ポイント、環境ラベル等に関する効果的な情報提供についての取組方法を検討し、実施する。	農林水産省、経済産業省及び環境省	<総政局環境経済課> <地球局温対課>	21年度以降も引き続き実施	○昨年度に引き続き、エコ・アクション・ポイントのモデル事業を実施する。平成23年度以降、経済的に自立した民間主導のエコポイントビジネスとして展開していくことを目指し、より多くの消費者や企業に対して参加を呼び掛けるなど、エコ・アクション・ポイントの普及促進に努める。 ○「見える化」による温室効果ガスの削減効果及び効果的な削減のための情報提供の在り方について、実測調査により検証する。また、家庭・業務部門における、CO2排出実施の測定方法についても併せて検討する。 ○農林水産業由来の排出に関する基礎的データの整備等、生産者が見える化に実際に取り組むにあたっての環境整備を行う。 ○カーボンフットプリント制度においては、21年度試行事業を踏まえて、消費者・事業者が取り組みやすい制度の構築・改善を図る。	○民間主導によるエコポイントビジネスとして展開していくにあたり、より環境保全上の効果を高めるため、温暖化対策だけではなく、3Rや生物多様性等、広く環境に配慮した製品等へ対象を拡大することを検討。また、対象製品等の環境性能について一定の質を確保する必要があることから、第三者委員会を設置する等、適正な認証制度の在り方の検討を行う。 ○平成22年度の実測調査及び測定方法の検討結果を踏まえて、家庭・業務部門における見える化の促進を行う。また、CO2削減行動を効果的に実施するために必要な支援策の検討を行う。 ○カーボンフットプリント制度においては、21年度試行事業を踏まえて、消費者・事業者が取り組みやすい制度の構築・改善を図る。	○民間主導のエコポイントビジネスとして展開。 ○カーボンフットプリント制度施行事業の成果を踏まえて引き続き検討。また、平成23年度までの調査結果を踏まえて、家庭・業務部門におけるCO2削減行動の支援制度の実証を行う。	○民間主導のエコポイントビジネスとして展開。 ○カーボンフットプリント制度施行事業の成果を踏まえて引き続き検討。また、家庭・業務部門におけるCO2削減行動の支援制度を確立する。
5(2)⑧ 関係団体との連携協力	・本戦略の推進に係る関係団体との会議の設置等を検討する。それにより、関係団体との役割分担を明らかにしつつ、連携協力の下、本戦略に基づく施策を実施する。	○環境省において、関係団体との会議の設置等を検討し、会議の開催に当たり、関係府省にも参加を呼びかける。	環境情報戦略連絡会担当府省	<企画調査室> <環境情報室>	22年度から検討実施	○関係団体との役割分担、連携協力、本戦略に基づく施策の効果的な実施の観点から、関係団体との会議のあり方について検討を行う。	○平成22年度に行う検討を踏まえ、必要な対応を行う。	○平成22年度に行う検討を踏まえ、必要な対応を行う。	○平成22年度に行う検討を踏まえ、必要な対応を行う。
6① 戦略に基づく施策の進行管理	・5に記載した当面優先して取り組む施策に係るものの進行管理に必要な調査を環境基本計画に基づく施策の分野毎の点検の一環として実施する。同調査は、各施策の担当府省と協力し、概ね隔年で実施する。	○環境省において調査表を作成し、関係府省に関する施策については、環境情報戦略連絡会担当課室に調査表を交付して調査を実施する。 ・個別計画等に基づき施策の進捗状況調査が別途なされる施策について、当該個別計画等に基づいた調査結果を活用する。	環境情報戦略連絡会担当府省（ただし、5(1)①に係る事項については総務省、②に係る事項については環境省、⑦に係る事項については文部科学省で実施する関連調査結果を活用することとする。）	<企画調査室> <環境情報室> <自然局(5(1)②について)>	22年度以降、概ね隔年で実施	○各府省庁に対して環境情報戦略の進捗状況に関するフォローアップを実施する。	—	○各府省庁に対して環境情報戦略の進捗状況に関するフォローアップを実施する。	—
	・上記の結果を、本戦略に基づく施策の見直しに反映させることとする。	○各施策の担当府省においては、上記調査結果を各施策の見直しに反映させることとする。	環境情報戦略連絡会担当府省	<企画調査室> <環境情報室> <地球局環境協力室（国際協力に係る取組に限る）>	22年度以降の点検結果に基づき概ね隔年で見直し、23年度には環境基本計画改定作業において、戦略見直し結果に基づく新環境基本計画への反映等	○環境情報戦略の各府省庁における進捗状況について行われるフォローアップに基づき、環境情報戦略において重点的に取り組むべき施策や、戦略自体の見直しについても検討を行っていく。	○環境情報戦略の各府省庁における進捗状況について行われるフォローアップに基づき、環境情報戦略において重点的に取り組むべき施策や、戦略自体の見直しについても検討を行っていく。	○環境情報戦略の各府省庁における進捗状況について行われるフォローアップに基づき、環境情報戦略において重点的に取り組むべき施策や、戦略自体の見直しについても検討を行っていく。	○環境情報戦略の各府省庁における進捗状況について行われるフォローアップに基づき、環境情報戦略において重点的に取り組むべき施策や、戦略自体の見直しについても検討を行っていく。
6② 環境情報の利用ニーズ等の定期的把握及び戦略への反映	・環境情報利用に関する利用主体別の意識調査を定期的に行うとともに、本戦略に基づく取組についての意見聴取を行い、④による進行管理に必要な調査の結果を踏まえた本戦略の見直し等に反映させることとする。	○環境情報の利用についての利用主体別の意識調査を定期的実施する。その際、本戦略に基づく取組についての意見聴取も併せて行う。その結果については、④による本戦略の見直し等に反映させる。	環境省	<企画調査室> <環境情報室>	21年度から実施	○我が国における環境政策情報に関するポータルサイトについて行われる利用主体別の意識調査の実施に併せて、本戦略に基づく取組についても意見聴取を行う。	○左記の意見聴取をふまえ、本戦略の見直し等に反映させる。	○我が国における環境政策情報に関するポータルサイトについて行われる利用主体別の意識調査の実施に併せて、本戦略に基づく取組についても意見聴取を行う。	○左記の意見聴取をふまえ、本戦略の見直し等に反映させる。